

川西市職員の懲戒処分等について

令和3年1月29日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった職員は、令和2年9月8日(火)兵庫県道川西篠山線の第2走行車線(右側通行帯)を北進しながら、午後6時55分頃に清和台交差点に差し掛かり、青信号を確認して法定速度にて北進していたところ、当該交差点を東側(自家用車右側)から横断してきた幼児と自家用車左側前部が接触し、当該幼児が交差点西側の歩道に横転したものの、これに気付かず救護することなく帰宅したものの。その後、本件について書類送検を受けたのち、過失運転致傷及び道路交通法違反被疑事件については、令和3年1月15日付で検察官より不起訴処分とされた。一方で、道路交通法第103条第2項第4号を根拠法条とする救護義務違反を理由として、運転免許取消の行政処分を受けている。

本件は、司法の判断としては不起訴処分とされたものの、事実として自動車に接触跡があったこと、行政処分として運転免許取消処分を受けていることなどからすれば、かかる事実は、信用失墜行為に該当すると認められる。懲戒処分の対象となった職員は、当時、管理又は監督を行うべき課長の地位にあり、その職責が特に高いものであったこと、川西市では本件事故の直前に職員が無免許運転で逮捕されており、運転には特に注意を払わなければならなかった時期であり、社会に与える影響は大きなものであったことなどを総合的に勘案し、下記の処分を行ったもの

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

| 所属 | 職名 | 年齢 | 処分日 | 処分内容 |
|-----|-----|----------|---------|-----------------------|
| 総務部 | 課長級 | 50歳代(男性) | R3.1.29 | 減給3箇月(給料月額 の10分の1) |

【問い合わせ先】
総務部職員課
電話 072-740-1142